

(3) 保存管理計画

① 個別構成要素に係る保存管理計画の概要、又は策定に向けての検討状況

○ 常呂遺跡

昭和 60・61 年に保存管理計画が策定され、史跡常呂遺跡の歴史的背景と意義、史跡指定の経緯、追加指定と整備計画の必要性が示された。その後、その方針に基づき、追加指定、土地の公有化、整備が実施されている。今後は、追加指定した区域を含む全域を網羅した保存管理計画を検討中である。

今後の計画では、各地点をつなぐ見学ルートの設定、チャシ跡やオホーツク文化の竪穴住居の復原等とともに、良好に保存されている周辺の自然環境と調和を保ちながらの保存・整備・活用を行うことを目指している。

○ 標津遺跡群

標津町の遺跡群と湿原は昭和 52 年に文化庁が主催した「広域遺跡保存対策調査研究」のモデルケースとして史跡・天然記念物の指定が行われた。その基本方針は遺跡の可能な限りの全域保存、湿原を含めた周辺区域の保全等で、遺跡群と湿原を一体のものとして保存管理を行ってきた。

平成元年度からは保存整備委員会を設けて保存整備基本計画を策定し、部分的な保存整備を実施し、公開している。平成 14 年度には新たな保存整備委員会を設けて伊茶仁カリカリウス遺跡の再整備を中心に新たな保存整備基本計画を検討中である。

基本計画では、遺跡群と湿原の保存・各種調査研究・地域区分・動線・観察施設・復元整備・案内板・景観などに関する項目について検討を進めている。

また、史跡と湿原の指定区域北側の 260ha に及ぶ遺跡群についても追加指定の作業を進め、さらに広域な遺跡群の保存を行うことを目指している。

② 資産全体の包括的な保存管理計画の概要、又は策定に向けての検討状況

個々の資産の保存管理計画を検討・策定中であり、その過程で、包括的な計画を検討していく予定である。

③ 資産と一体をなす周辺環境の範囲、それに係る保全措置の概要又は措置に関する検討状況

○ 常呂遺跡

史跡指定区域及び周辺区域は、自然公園法（網走国定公園第二種特別地域）、森林法、鳥獣保護区などの各種の法的規制を受けており、さらに漁業関係者によって進められている森林の保全・育成事業とも連携した保全措置を今後も推進していく。

○ 標津遺跡群

隣接する国指定の天然記念物である標津湿原と一体の保全を推進するとともに、森林法、鳥獣保護区などの各種の法的規制を受けており、それらと連携した保全措置を今後も推進していく。